

## 説明資料

(金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する  
ワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会  
2026年2月3日

# 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

背景・課題

開示基準の適用

保証

東証プライム市場

- 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準(ISSB基準)が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)が開発されている。
- 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業**を対象に、時価総額の大きな企業から順次、**SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り**適用開始**する。
  - i. 時価総額**3兆円以上**の企業 : **2027年3月期**
  - ii. 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業 : **2028年3月期**
  - iii. 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業 : **2029年3月期**
- (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
- (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。
- 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。

- **開示基準の適用義務化の開始時期の翌年**から保証を義務付ける。
- **保証範囲は当初2年間は限定**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は**登録可能**とする。



# (参考)サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付ける。サステナビリティ情報の保証は、国際基準<sup>(注1)</sup>と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする。
- 保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能。

## 登録業者の規制概要

### 登録要件

- 業務執行責任者の設置など人的体制整備  
(業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求)
- 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎 等

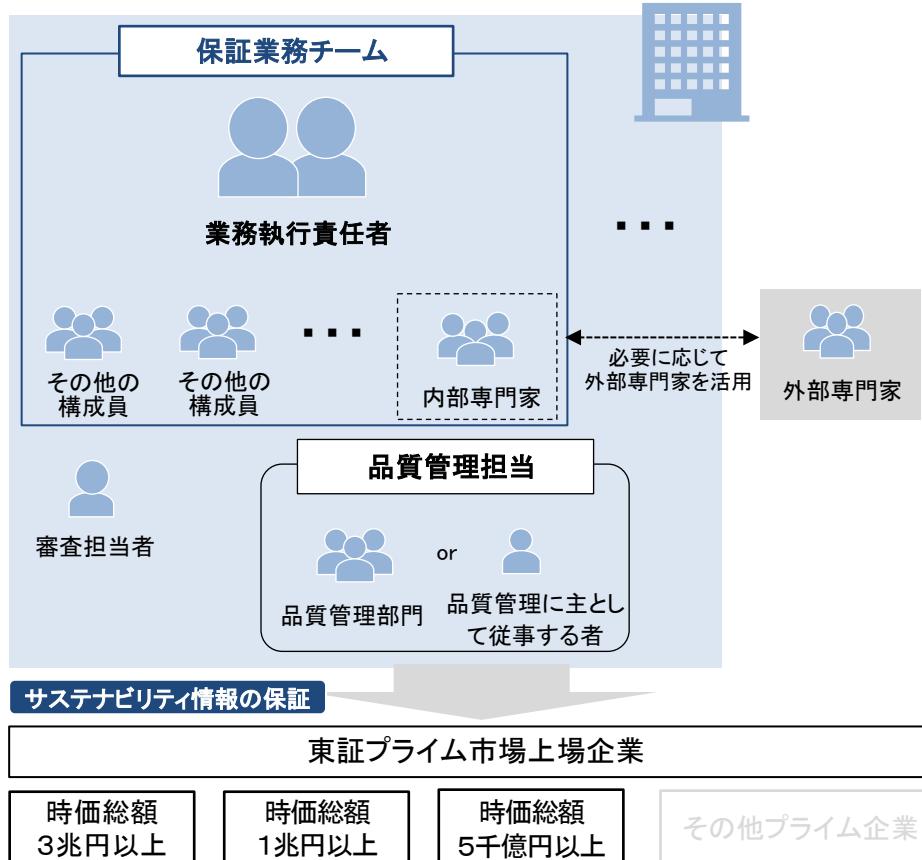
### 行為規制

- 國際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守
- 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション 等
- 登録業者への検査・監督は当面(自主規制機関ではなく)金融庁において実施

### エンフォースメント<sup>(注3)</sup>

- 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定
- 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定<sup>(注2)</sup>

## [サステナビリティ情報の保証業務のイメージ]



(注1)保証基準(ISSA5000)、品質管理基準(ISQM1)、倫理・独立性基準(IESSA)を指す。

(注2)企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないとされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないとされる。

(注3)任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準(ISSA5000等)と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。